

○固定資産評価基準 昭和40年適用【部分掲載】 (No.03 昭和39年12月28日告示第158号一部改正)

昭和38年12月25日 自治省告示第158号・新規制定 (現No.01)
昭和39年01月25日 自治省告示第 3号・一部改正 (現No.02)
昭和39年12月28日 自治省告示第158号・一部改正 (現No.03)

目次

- 第1章 土地
 - 第1節 通則
 - 第2節 田及び畑
 - 第3節 宅地
 - 第4節 塩田
 - 第5節 鉱泉地
 - 第6節 池沼
 - 第7節 山林
 - 第8節 牧場
 - 第9節 原野
 - 第10節 雑種地
- 第2章 家屋
 - 第1節 通則
 - 第2節 木造家屋
 - 第3節 非木造家屋
 - 第4節 経過措置
- 第3章 償却資産
 - 第1節 償却資産
 - 第2節 取替資産の評価の特例
 - 第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第1章 土地 (略)

第2章 家屋
第1節～第3節 (略)

第4節 経過措置

- 一 昭和39年度から昭和41年度までの各年度における各個の家屋の再建築費評点数については、市町村は、その実情に応じ、第2節二及び三並びに第3節二によるほか、次によつて算出してもさしつかえないものとする。(一部改正:昭39.12告示第158号)
 - 1 木造家屋と非木造家屋の別に、当該市町村に所在する家屋をその実態に応じ構造、規模、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき家屋を標準家屋として選定するものとする。
 - 2 標準家屋について、第2節二若しくは第3節二によつて、再建築費評点数を付設するものとする。
 - 3 標準家屋以外の家屋で当該標準家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準家屋」という。)について、当該比準家屋と当該標準家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準家屋の再建築費評点数に比準して再建築費評点数を付設するものとする。
- 二 固定資産税にかかる昭和39年度における家屋の評価に限り、第1節から第3節まで又は本節一によつて求めた家屋の価額が、自治大臣が固定資産の評価に関し示した従前の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「従前の固定資産評価基準」という。)に準じて市町村長が決定した当該家屋の価額をこえるものについては、市町村長が従前の固定資産評価基準に準じて決定した当該家屋の価額によつてその価額を求めるものとする。(第二項追加:昭39.1告示第3号)
- 三 第1節から第3節まで又は本節一及び二によつて固定資産税にかかる昭和39年度における各個の家屋の価額を求める場合においては、市町村における在来分の家屋と新增分の家屋相互間の評価の均衡等各個の家屋相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。(第三項追加:昭39.1告示第3号)

第3章 償却資産 【略】

別表第1～別表第15 (略)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(昭和39年12月28日 自治省告示第158号)

自治省告示第158号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号(固定資産評価基準)の一部を次のように改正し、昭和四十年一月一日から適用する。
昭和三十九年十二月二十八日 自治大臣 吉武 恵市

第2章第4節一中「昭和39年度」を「昭和39年度から昭和41年度までの各年度」に改める。
第3章第1節十中「百分の十」を「百分の五」に改める。
同章第3節五の次に次のように加える。

五の二 定額法又は定率法によつて償却額の計算を行なつている鉱業用坑道の評価の特例鉱業用坑道のうち法人税法施行規則第21条の3第1項又は所得税法施行規則第12条の13第1項の規定により定額法又は定率法によつて償却額の計算を行なつているものの評価は、一から五までの定めにかかわらず、坑外坑道及び坑内坑道に区分し、第1節八及び十を除く。)に定めるところによつて行なうものとする。この場合において、当該鉱業用坑道の耐用年数は、固定資産の耐用年数等に関する省令第1条第2項第2号の規定によつて税務署長が認定した年数によるものとする。
同節六中「四」を「四及び五の二」に改める。